○農林水産省告示第二千六十三号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、みなみまぐろについて農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十九年十二月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間におけるみなみまぐろの漁獲についての割当量は、六千百十七トンとする。

○農林水産省告示第二千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

富士川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十二日

農林水産大臣　齋藤　健